

一般財団法人協済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人協済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道大学における医学、歯学及び医療に関する研究及び職員、学生の学事研修を奨励助成し、並びに北海道大学病院の患者の慰安及び支援を行い、もって医学の振興と健全な社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学、歯学及び医療の研究に関する奨励及び助成
- (2) 患者の慰安及び支援
- (3) 職員及び学生の学事研修に対する奨励
- (4) 患者、職員及び学生等の必需品の供給
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につ

いては、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

4 この法人は、第2項の評議員会の終結後遅滞なく、法務省令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 長期借入金の承認
- (6) 重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分及び除外の承認

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選によりあらかじめ定め、その評議員がこれにあたる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事長が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した評議員及び出席した理事のうちから各1名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他法令に定められた職務を行うことができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除及び限定)

- 第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項に規定する要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から同法第113条第1項第2号に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、前項の損害賠償責任について、外部理事又は外部監事との間で、同法第115条第1項の規定により賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で理事会の職務とされた事項

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎年度3月、6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事長が理事会の議事の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人たる北海道大学に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 部長以上の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第45条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 役員等報酬規則

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 事業計画書及び収支予算書

(6) 事業報告書及び計算書類等

(7) 監査報告書

(8) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。

(1) 第1号及び第3号の書類 永年

(2) 第2号の書類 当該書類作成後5年間

(3) 第4号の書類 理事会及び評議員会の日又は評議員会及び理事会の決議があったものとみなされた日から10年間

(4) 第5号の書類 当該事業年度の末日までの期間

(5) 第6号及び第7号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日（第21条の場合にあっては同条の提案があった日）から5年間

(6) 第8号の書類 法令で定める期間

3 第1項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めによる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 杉原 平樹、大河原 章、大野 重昭、佐藤 誠、山本 恵隆
監事 品川 宏、板橋 端
- 4 この法人の最初の代表理事は、杉原 平樹とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
田邊 達三、新富 芳尚、安田 和則、大畑 昇、齋藤 和雄

別表 基本財産（第5条項関係）

財産種別	場所・物量等
銀行預金及び債券	50,000,000円